平成２５年（フ）第２３０号
長野市三輪８丁目26番27号　205
債務者　中村　直木
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
長野県飯田市中村189番地１　田口アパートＢ棟
債務者　竹之内　亮
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第８号
長野県飯田市鼎切石4534番地７
債務者　山田　秀樹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第７０８号
兵庫県尼崎市富松町３丁目36番３―206号
債務者　森田　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県芦屋市大東町16番２―103号
債務者　加藤　　薫
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１３号
佐賀県佐賀市天神１丁目２番59―1101号　ＡＳプレミアム佐賀天神
債務者　宮之下万牟
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
佐賀県佐賀市今宿町１番10号　クリオコート佐賀303
債務者　森　　司
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
佐賀県伊万里市山代町楠久903番地
債務者　上野　敬義
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８号
宮崎県延岡市北方町川水流卯1580番地
債務者　鬼塚　睦男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９号
宮崎県延岡市北方町川水流卯1580番地
債務者　鬼塚利恵子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２号
栃木県那須塩原市上厚崎608番地22
債務者　勝井　欣哉
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第３号
栃木県那須塩原市上厚崎608番地22
債務者　勝井　さり
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３０４号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番３―203号
債務者　川口小百合
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
兵庫県宝塚市高司５丁目５番12号
債務者　竹林　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目55番地１　サンライズマンション203号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目５番19号　せせらぎ荘７号
債務者　朝日電気こと　山畑　弘吉
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７０１号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目８番16号
債務者　池永　眞弓
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８１２号
北九州市小倉北区竪町１丁目４番23号
債務者　櫻井　良二
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部